

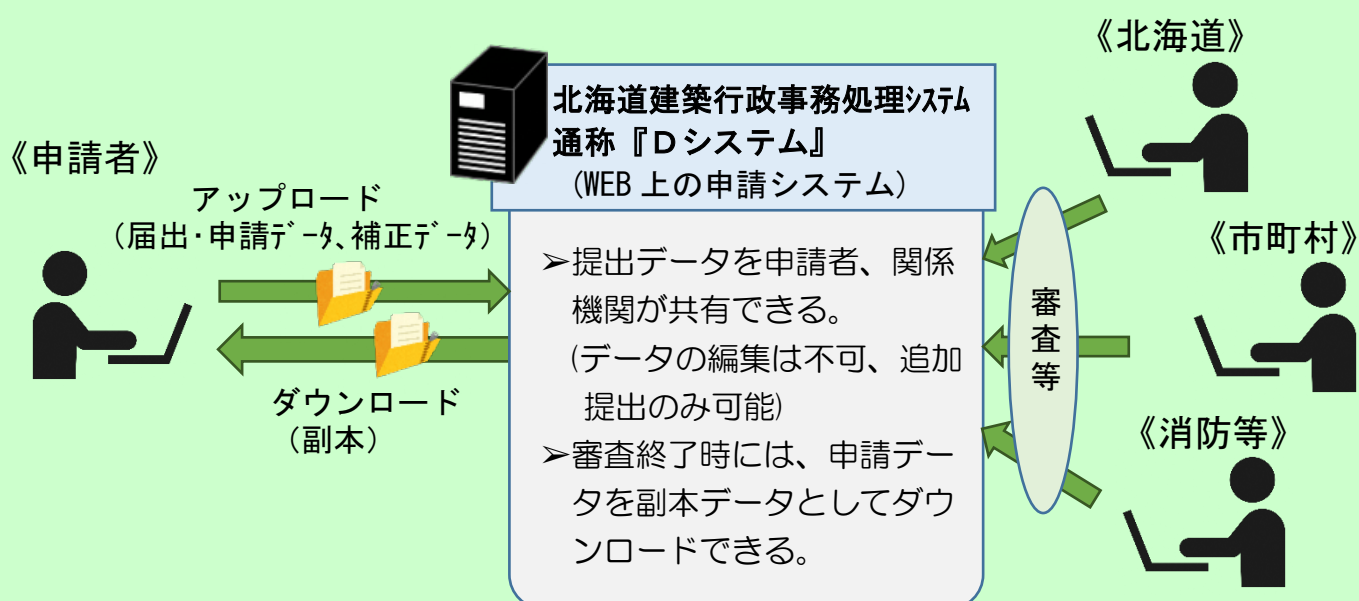
北海道に 電子データで提出できる 建築関係の手続きが増えました

電子データで提出可能な手続き

- ・ 建築基準法に基づく確認申請、完了検査等
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出、通知
- ・ 建築物省エネ法に基づく届出や認定等
- ・ エコまち法に基づく低炭素建築物の認定等
- ・ 長期優良住宅法に基づく長期優良住宅の認定等
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例に基づく届出

令和5年度から
追加された手続き

手続きのイメージ



電子申請の流れ

Step1：準備

申請書、届出書、
図面データを作成

まずは、道建築指導課 HP から申請書等の様式データをダウンロードし、提出書類を準備します。

Point

道建築指導課 HP で配布している Excel データを使用！

Step2：提出

データを Web 上の
システムへ登録

道建築指導課 HP から電子申請用のシステム『D システム』にアクセスし、Step1 で準備した電子データをアップロードします。

Point

『D システム』で電子データを提出（電子申請）できる。

- ◎ 建設リサイクル法の届出など審査不要な手続きは Step2 で完了
（提出した届出に不備があった場合は、道から再提出の依頼が行きます。）
◎ 審査が必要な手続きは Step3 以降の処理が発生

Step3：支払い

キャッシュレス決済又は
収入証紙で申請手数料
を納付

道からメールで手数料の納付依頼が届くので、収入証紙若しくはキャッシュレス決済（クレジットカード 又は Pay-easy）により手数料を納付します。

Point

キャッシュレス決済の場合は、道から支払い先のサイト（アドレス）がメールで通知される。

Step4：補正対応

申請データの補正
（補正が生じた場合）

道から補正依頼のメールが届いた場合は、『D システム』に補正データをアップロードします。

Point

『D システム』で補正図面等を提出できる。

Step5：受領

確認済証、副本を受領

道から審査完了した旨のメールが送付され、『D システム』で副本がダウンロードできます。押印された通知書は郵送で受け取ることができます。

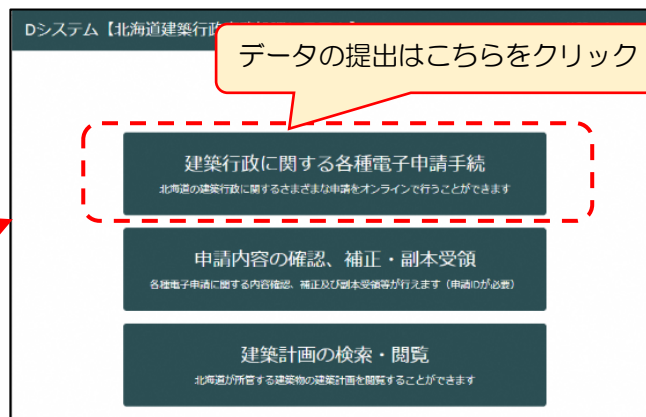
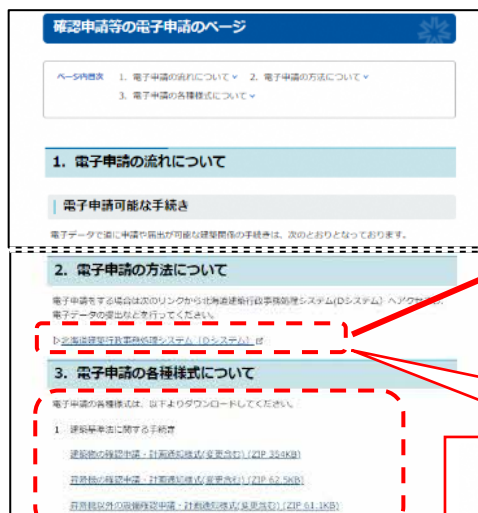
Point

確認済証等は郵送、副本は『D システム』で受領できる。

『D システム』は北海道の建築指導課ホームページからアクセス

① まずは、北海道建築指導課のHP『確認申請等の電子申請のページ』を開く

② 『D システム』にアクセスし、手続き開始



▷ [北海道建築行政事務処理システム（Dシステム）](#)

各手続きの様式データ（電子申請用）も、『確認申請等の電子申請のページ』こちらで配布しています。